

平成27年度 第8回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成28年1月28日（木）

新宿区 区長室 区政情報課

午後2時00分開会

【会 長】 ただいまより、平成27年度第8回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から説明をしていただきます。

よろしくどうぞ。

【区政情報課長】 本日の案件でございますが、次第のほうに記載のとおり資料49から資料59まで、11件の案件を事前に資料をご送付させていただきました。しかしながら、11番目の資料59でございますが、「社会保障・税番号制度の導入に伴う障害者総合支援システムの改修等について」、こちらのご報告につきましては、従前、全体でご説明させていただきましたときに、団体内統合宛名等システムというのを介して、外部と接続していくといったお話を差し上げてございますが、この団体内統合宛名等システムに各業務システム、個別の業務システムから、連携すべき情報を送り込むといった改修を今回ご報告をさせていただこうというふうに思って、案件の資料をお送りしたところでございますけれども、その受け皿となる団体内統合宛名等システム、こちらについて詳細をご報告させていただいてございませんので、こちらをまず、次回2月9日に全体的なお話をさせていただきまして、その中で、今日資料を先にお送りしてございますけれども、障害者の情報の項目等々につきましては、あわせて情報政策課長から次回、2月9日にご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。で、大変申し訳ございませんが、11番の案件につきましては、本日は削除ということでお願いをいたしたいというふうに思っております。

それから、資料につきましては、資料50、それから資料54、資料57、この3件に付属資料が1点ずつついてございまして、不足等がございましたら、お申し付けくださればお持ちいたします。

いかがでしょうか。

なお、本日の案件の中で、次第⑧、資料56になりますが、「区民討議会運営業務の委託について」、本来であれば企画政策課長、こちらでご説明させていただくところでございますけれども、親族にご不幸がございました関係で、急遽欠席となりましたので、担当の係長から、概要についてはご説明をさせていただくということでご了承いただければと思います。

以上でございます。

【会 長】 それでは、よろしゅうございますか。

お手元に源泉徴収票が配られたんですね。定形の封筒がそれですから、ご了解ください。

それでは、次第に沿って議事の審議を進めてまいります。

説明される方は、資料を読み上げるだけではなく資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補充説明をお願いいたします。

まず、資料49「放課後子どもひろば事業運営業務の委託内容の変更について」であります。

それでは、説明をお願いいたします。

【子ども総合センター所長】 資料49、件名「放課後子どもひろば事業運営業務の委託内容の変更について」ということでございます。で、14条1項の業務委託でございます。

おめぐりいただきまして、「事業の概要」のところ、まず、4つ目の「事業変更の内容」のところをご確認いただきたいんですが、こちらについては、28年度から、上記7校について、「新たに時間延長・学童機能付き事業を実施する放課後子どもひろば実施小学校」においても、既に26年度第8回本審議会において了承された事業委託により実施するということです。

その上に書いてある13校については、全く同じ内容で本審議会承認された内容です。それから、加えて新たに委託するというものではございませんけれども、委託する学校が増えたということでご報告させていただくというものでございます。

では、引き続き、「事業変更の内容」のところをご覧ください。

実施内容でございますけれども、学童クラブ事業に準じた事業を実施するということで、こちらのひろばについて、具体例として、入室・退室の時間管理でありますとか、希望者へのおやつ提供でありますとか、保護者との連絡帳のやりとり等の情報共有をさせていただくということでございます。

実施時間でございますけれども、今回新たに加える7校については、上記のところ、※印の上のところの、放課後、学校休業日、午前8時から午後7時まで実施いたします。

28年度の利用見込み数ですけれども、この7校プラス13校、合わせて175名程度を想定してございます。

続きまして、次、おめぐりいただきまして、「委託内容の変更について」。委託先でございますが、今回新たに委託する7つの小学校のひろばにつきましては、そのうち6つ、江戸川小、鶴巻小、花園小、西戸山小、戸一小、落六小については公益財団法人新宿未来創造財団、こちらは、愛日小以下、既に今年度実施してございます。もう1つが最後に西新宿小学校、こちらについては株式会社日本デイケアセンターが、現在も通常のひろばを委託しておりますので、一体的に運営するというのでこちらに委託をいたします。ちなみに、こちらのデイケアセンターは、同じところで児童館、学童クラブ等も委託をしてございますので、こうした情報につ

いては既に情報提供はさせていただいているものでございます。

今回、事業者処理させる情報項目ですけれども、ひろばに加えて、学童クラブと同様に、登録児童に係る情報項目で下線の部分、卒園保育園、保育年数、健康状況等。あと、又登録児童の同居家族に係る情報項目ということで、氏名、保護者との続柄、年齢、電話番号、勤務先、在学している場合の学校名、帰宅時間。災害時引取代理人に係る情報項目で、氏名、保護者との続柄、連絡先について処理させるものでございます。

記録媒体は、紙、電磁的媒体。

「委託の内容」ですけれども、追加の部分で、2のところ、入退室の管理、希望者へのおやつ提供、保護者との情報共有等でございます。

委託の開始時期、期限でございますが、28年4月1日から29年3月31日までですけれども、以後、継続する予定でございます。

続きまして、次のページ、「委託にあたり区が行う情報保護対策」でございますけれども、別紙でおつけしています「特記事項」を付させていただきます。書類の保管状況については、毎月、委託先から報告を受け、確認をいたします。書類の保管状況は、年2回、現場を巡回して目視で確認をいたします。で、業務終了後は、全て区に返却させて、区が処分いたします。

受託事業者に行わせる情報保護対策ですが、取扱責任者、取り扱う者をあらかじめ指定し、報告をさせます。申請書類等については、学年別・五十音順に整理してホルダーにとじて、鍵付きのキャビネットで保管をさせていただきます。書類の保管状況について、毎月、区に報告すること。電磁的媒体の処理に関しては、パスワードで入力するよう設定させます。

この後に特記事項をつけさせていただいております。

説明は、以上でございます。

【会 長】 今の、4ページ目の一番上の囲みですけれども、「委託にあたり区が行う情報保護対策」、4ですけれども、業務終了後、申請書類等を返却させるというのがよくわからないんですが、個人別に何か申請書があって、その子が、この年齢か何かが来たら、それが事業終了ということなんですか。それとも、何か全体、百五十何名ですか、今回。それ全部が終わったことを意味するのか、ご説明願います。

【子ども総合センター所長】 こちらにつきましては、学童クラブもそうなんですけれども、単年度の申請になります。ですので、今年度の申請については、28年度の申請については28年度を終了しましたらそれは不要となりますので、全て返却させます。

【会 長】 年度ごとですね。

ご質問かご意見、ございますか。

佐藤委員。

【佐藤委員】 何点かお聞きしたいんですが、今のご説明で、委託する学校が増えたということで、この情報項目というのは変わらないんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども総合センター所長】 今年度、既にお願ひしている13校と同じ内容だということです。この7校については、今までこの機能つきをやっておりませんので、この7校については追加の項目があるわけですけれども、その追加の項目は去年の13校と全く同じということです。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 それで、委託先の職員がこうした個人情報に接する機会というのが、例えばパソコンを打ち込むとか、情報を入力したりとか、削除したりとか、その辺、接する場面というのはどういう場面があるんでしょうか。

【会 長】 ご説明してください。

【子ども総合センター所長】 まず、取り扱う者は1人、2人、責任者ともう1人の2人を原則としてございますけれども、その情報を電子媒体のところに管理するために入力をする場面等々が考えられます。あと、めったにないことですが、災害時等に避難する場合。あと、又、そうではなくても、避難訓練をするような場合については、そうした紙の書類を持って避難訓練をするというようなことはございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 それで、4ページ目に、区が年に2回、現場を巡回することなんです、その辺のセキュリティー対策が年に2回で果たして十分なのかということと、それから、保管している事務室、部屋が空になることが間々あるんですね。というのは、児童館と一緒に併設しているところなんかは、子どもたちの送り迎えの時間と重なると、その事務所に誰もいなくなるのがあったんです。私もちょっと、あるところに行ったら誰もいなくて。

そういう場合、万が一、そういうのを狙って、そういう記録媒体を盗んだりとかということがあるので、その辺の巡回の回数を増やすか、もしくは、事務所を空にしない、空にする場合はきちっと鍵をかける、そういうことを徹底すべきだと思うんですが、その点の対策はいかがですか。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども総合センター所長】 鍵つきのキャビネットであるにせよ、個人情報が入っている部

屋を、外部の者が侵入できるような形で無人にするということがあってはならないことですので、それについては指導を徹底してまいりたいと思います。ただ、当然のことながら、防犯カメラ等、そうしたことについては対策等はとっております。

あと、またこの巡回の回数ですけれども、区の職員が、このことだけのために巡回するのは年2回としておりますけれども、児童を取り扱っている現場ですので、さまざまな場面で巡回をさせていただくことはございます。

あと、また、この委託事業者の現場の人間だけではなくて、本部の人間が定期的に回って確認をしていただいております。

【佐藤委員】 会長、最後の質問です。

【会 長】 はい、佐藤委員。

【佐藤委員】 やはりお子さんの情報なので、本当に、漏れると非常に大変なことになりますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

【会 長】 これは、学校に子どもさんが残っている状態にして、この委託会社の人が行くんですか。委託会社の方は、自分の会社でパソコンだけで管理しているんですか。どういう状態なんですか。

【子ども総合センター所長】 こちらの事業は、まず、今回新たに時間延長をする前の段階、今の通常のひろばをご説明しますと、学校に、基本的に教室を1教室お借りする。お借りして、そこで学び等の支援を行っております。あと、また、校庭とか、雨の日は体育館を借りるなどして、そうしたところで遊びの展開ができるようにしております。

その学校のお子さんが直接、ランドセルを持って来ても構わないし、1回ご自宅に帰ってから来ても構わない、そういう仕組みです。

今回の拡充する部分については、全ての小学生ということではなくて、放課後、保護者が働いているような、保護者がいないお子さんだけに限定して、同じ場所で時間の管理等、プラスのサービスを行うものです。ですから、委託の職員は現場に、基本的に学校におります。

【会 長】 そうすると、今の、このデータをそこへ持っていくのか。置いてあるんですか。どういうふうにするのですか。

【子ども総合センター所長】 データについては、基本的に現場に置いてあります。

【会 長】 現場に置いてあるんですね。

【子ども総合センター所長】 はい。災害時の避難とか、緊急時に必要なデータがございませ

ので、それについては置いてあります。

【会 長】 学校の管理じゃなくて、学校の中に、この委託先の管理できる保管場所がある。

【子ども総合センター所長】 スペースがあります。

【会 長】 はい。

ほかに、何かご質問。

鍋島委員。

【鍋島委員】 パソコンの、今ここに、パスワードを設定して使うという話ですけども、今、私も消費生活センターにいましたけれども、子どもの1人10万円ぐらいで、集めているわけですよ。こういうところは、本当に漏れやすいんですよ、紙より何より。で、紙は返却するとなっていますけれども、そのパソコンの、私、前に申し上げたと思うんですけども、消去というようなことが前も入っていなかったの、入れてくださいねというお話をしたのと、それから、そのパソコンの管理が、漏れないように、ちょっと月々高いですけども入れていただかないと、これ、すごい狙われていますから、そういうところは予算を惜しみなく使ってもらわないと。

それから、パソコンを、そういうふうに、入っているものを移動して、その教室に持っていくわけですか。それとも、学校の中にきちっとそのパソコンを保存するところが、鍵がかかったところがあるんでしょうか。教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども総合センター所長】 基本的に、この放課後子どもひろば事業でお借りしている教室内に保管してございます。それで、パソコンについては鍵のかかるところで保管してございます。

【鍋島委員】 教室にある、鍵のかかるところにある。

【子ども総合センター所長】 はい。

【会 長】 瀬川委員。

【瀬川委員】 パソコンはこれ、スタンドアローンですよという確認です。

それから、今言われたように、2回以外にたくさん行っておられる、非常にいいことなんですけれども、その行ったことに対して、個人情報という観点からちゃんと記録をとられていますよね、行くたびに、しかるべき保管状況がきちっとしていたという、処理されていますよねという確認と、それから、パソコンで、パスワードで入れて立ち上がるんですけども、その記録は定期的に見ておられますよねという確認、それから、パスワードというのは、どうい

ような設定の仕方をしておられるでしょうか。結論から言うと、1人来て、数年同じパスワードを続けておられるところもあるんですけども、これは明らかに、次の施行のときからですけども、パスワードの管理の仕方をきちっとしなさい。要するに、長年同じパスワードを使ってはだめだという理解だと思えます。ワンタイムパスワードとかいう言葉も使っていますが、実際、パスワードはどういうように管理しておられますか。これ、確認事項なんです。よろしくをお願いします。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども総合センター所長】 パソコンについては、スタンドアローンのものでございます。

それと、巡回の記録をきちんとつけているかどうかというご質問かと思えますけれども、基本的には報告をもらってございます。巡回担当員のほうから私のほうに報告を上げさせるようにしてございます。

それと、パスワードの設定ということでございますが、こちらについては、その者にしかわからないパスワードということでございますので、そうした指示をしている。私自身がそのパスワードを確認しているわけではございませんけれども、基本的に、他の者にわからないような形に、その者にしかわからないものにする。メモをしないと、そうした通常の指示をさせていただきます。

【会 長】 瀬川委員。

【瀬川委員】 若干、私の質問の意味は違う。パスワードは、1回決めたら、例えばそれからずっと変更しておられませんか、おられていますかというのが質問です。

【子ども総合センター所長】 すみません、期間ははっきり記憶していないんですが、3カ月で更新するようにさせてございます。

【瀬川委員】 ありがとうございます。

【会 長】 ほかに、ご質問かご意見、ございますか。

なければ、これは報告事項ですので、了承ということにいたします。

次に、資料50、「介護保険外サービスの変更に伴う高齢者福祉システムの情報項目の追加について」です。それでは、ご説明をお願いします。

【高齢者福祉課長】 本件の介護保険外サービスの変更に係る高齢者福祉システムの改修についてですが、介護保険外サービスにつきましては、高齢者福祉課、それと介護保険課の両課で高齢者福祉システムを活用しておりますので、本日は介護保険課長も同席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、条例の根拠といたしましては、個人情報保護条例第16条第1項に基づく、電子計算機による個人情報の処理変更に関するの諮問となります。

ページをおめぐりいただきまして、「事業の概要」についてですが、本事業の目的は、区独自に実施している高齢者福祉サービス、1項の介護保険外サービス、「保険外サービス」と申し上げますが、この介護保険外サービスの内容変更に伴いまして、利用者の受給資格や利用実績を管理する高齢者福祉システムに、新たに介護保険料段階及び負担割合、この2つの情報を追加する必要があるためでございます。

次に、事業の内容についてですが、まず、システム変更の概要といたしましては、介護保険料段階の追加が必要となるサービスとして、高齢者おむつ費用助成の1事業となります。

今回のサービス内容の変更に伴いまして、高齢者を、これまでの要介護4・5から、要介護1以上というふうに拡大をいたしました。このことに伴いまして、助成が必要な高齢者に対し、重点的に事業を実施するために、介護保険料段階を基準とした所得制限を新たに導入するという事で、判定に必要な介護保険料段階の情報を追加するものでございます。

次に、負担割合の追加が必要なサービスということで、こちらは、記載の①から⑥までの6事業となります。この6事業につきましては、介護保険外サービスのうち、利用者の負担割合を介護保険と同様に1割または1割相当に設定しており、介護保険においても類似のサービスを行っているものでございます。

目的といたしましては、昨年8月から介護保険における利用者の負担割合が、一定所得以上の方につきましては2割に引き上げられたことから、介護保険サービスと介護保険外のサービスとの利用者負担の均衡を保つため、この6事業につきましては介護保険と同様の利用者負担を課すため、システムに必要な介護保険の負担割合の情報を追加するものでございます。

平成28年度、来年度の各事業の利用者数といたしましては、それぞれ下記に記載のとおり的人数を予定しているものでございます。

続きまして、別紙をご覧ください。

まず、「保有課」及び「登録事業の名称」につきましては、それぞれ事業ごとに、高齢者福祉課と介護保険課に分かれております。

「記録される情報項目」につきましては、別紙をご覧ください。こちら、別紙の中に、現在記録されている表記のものに加えまして、新たに、文中太字で下線の引かれている部分がございますが、それぞれの事業名において、以下のものを今回追加させていただくものでございます。

それでは、別紙にお戻りいただきまして、追加の内容ですが、新たに追加するシステム改修の内容といたしましては、まず、情報をシステム内に取り込む機能を新設いたします。また、画面上に、こういった情報を表示する項目を新設する。そして、対象者の事由に変更が生じた場合に、その移動情報等を出力する機能を新設するものでございます。

個人情報保護対策といたしましては、委託先が実施するテストにおきましてはダミーデータを使用するとともに、実データを使用した検証作業につきましては区の職員が実施し、委託事業者はそれに必要な支援を行うというような形でかかわらせるものでございます。基本的には、個人情報には触れさせないような対応をとるということになっております。

追加の時期でございますが、平成28年1月末、改修を開始いたしまして、4月からの稼働に向けて進めていく、このようなスケジュールで進めていくものでございます。

説明は以上です。

【会 長】 ご質問かご意見がありましたら、どうぞ。

佐藤委員。

【佐藤委員】 今の説明ですと、委託業者が改修をして、実際に個人情報を打ち込んだりするの職員という理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 実際のデータを取り扱うのは区です。委託先が実施するテストについてはダミーデータを使用します。

【佐藤委員】 わかりました。結構です。

【会 長】 ほかに、ご質問、ご意見、ございませんか。

ないようでしたら、これは諮問事項ですので、承認ということにいたしてもよろしゅうございますか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 はい。本件は、承認ということで終了いたします。

資料51、引き続き。「一人暮らし高齢者への情報紙訪問配布等事業管理システムの開発等について」。

それでは、ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 それでは、続きまして、件名、「一人暮らし高齢者への情報紙訪問配布等事業管理システムの開発等について」、ご説明いたします。

まず、条例の根拠といたしましては、個人情報保護条例第11条第2項第5号に基づく目的外

利用と、第16条第1項に基づく電子計算機による個人情報の処理開発の2点に關しましての諮問及び個人情報保護条例第14条第1項に基づく業務委託についての報告となります。

ページをおめぐりいただきまして、「事業の概要」についてです。

本事業の目的は、情報紙を定期的に訪問配布することで、日常生活に関する情報を提供するとともに、見守りの必要な高齢者の安否確認を通して孤独死防止を図ることを目的にしているものでございます。

対象といたしましては、区内在住の75歳以上の一人暮らし高齢者となっております。

「事業内容」についてですが、まず、情報紙の訪問配布事業ですが、こちらは、75歳以上の一人暮らし高齢者のうち、日常的な見守りがない方で、訪問配布を希望する人に対し、月に2回、「ぬくもりだより」という情報紙をご自宅に訪問して配布することで、当該高齢者の見守りと安否確認を行うという事業となっております。

事業の対象者といたしましては、昨年12月末現在で、システムの管理対象となる75歳以上の一人暮らし高齢者は1万4,889名で、そのうち、日常的な見守りがない方で、情報紙の配布を希望している方は2,863人となっております。

次に、3の今回開発するシステムの概要についてですが、現在は、先ほどの事業対象者の情報管理を、パソコン内のエクセルという表計算ソフトを使いまして、対象者の氏名や住所といった基本情報や、民生委員の方による実態把握調査の結果、情報紙の配布の有無、担当配布員の氏名などを管理しており、対象者の状況につきましては、民生委員の方からの報告により随時、入力更新をしているという状況でございます。しかしながら、現行の方法では事務処理が煩雑であることから、新たに情報を管理するシステムを開発し、導入するものとしたものでございます。

具体的には、情報の管理を、パソコン内のエクセルソフトから、情報システムの統合基盤上に構築するシステムに移行することで、安定的な作業環境の確保や、ユーザーアカウントによるログインを制限することで、個人情報管理の安全性を向上させるものです。

また、統合基盤上のシステムにすることで、住民基本台帳の移動情報との突合が可能となりますので、転居等の情報を自動的にシステムに反映させることができるようになります。

さらには、要介護状態区分の表示などにより、介護サービス利用の状況を確認することで、経年変化に伴う再調査の対象者抽出がスムーズになりまして、複数回、安否が確認できなかった方などにつきましても、システム上からの抽出が可能となり、高齢者の見守り体制の強化につながると考えているものでございます。

続きまして、別紙の個人情報処理システム開発変更関係をご覧ください。

まず、登録業務の名称につきましては、「一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布等」になります。

記録される情報項目は、氏名、住所を含め、記載のとおりですが、この中で、要介護状態区分以外につきましては、現在のエクセルソフト内に記録がされている内容となっております。

新規開発の理由につきましては、先ほどご説明したとおりとなります。

新規開発の内容ですが、記載の1から6までの機能を有するシステムを開発するものです。

個人情報保護対策といたしましては、委託事業者には、新宿区の情報セキュリティポリシーを遵守させるとともに、開発作業におきましては、架空のダミーデータを使用いたしまして、実際のデータをセットアップする作業につきましては区職員が行い、委託事業者はそれに必要な支援を行うというものでございます。

新規開発の時期につきましては、平成28年6月に契約を締結し、11月の本稼働に向けて開発を進めてまいります。

続きまして、別紙、目的外利用関係でございます。

今回のシステム開発に伴いまして、介護サービス利用の状況などを確認するために、新たに、現在、介護保険課が所有する介護保険認定結果情報を目的外利用するものでございます。

登録業務の名称や、目的、理由などにつきましては記載のとおりで、目的外利用を行う際に使用する記録媒体については、電磁的媒体となっております。

利用の時期につきましては、記載のとおり平成28年6月からということになります。

最後に、別紙、業務委託のご説明をいたします。

本事業のシステム開発を初め、データ移行業務の委託先につきましては、今後プロポーザル方式により事業者を選定する予定でございます。

処理させる情報項目及び情報項目の記録媒体は、これまでの、システム開発や目的外利用でご説明した内容と同様です。

委託理由につきましては、業務を迅速かつ効率的に実施するため、専門的、技術的な支援が必要なためでございます。

委託の内容といたしましては、現行のエクセルデータを新たに開発するシステムのフォーマットに適合するように加工し、新システムに登録をするものです。

委託の開始時期は、平成28年6月から同年10月31日までとなります。

情報保護対策ですが、区では、契約に別紙の特記事項を付すとともに、情報セキュリティー

ポリシー及び区の保護条例の遵守義務を明記いたします。

また、先ほどのシステム開発の際と同様に、開発作業におきましては架空のダミーデータを使用し、実際のデータをセットアップする作業につきましては区の職員が行い、委託事業者はそれに必要な支援を行うという内容となります。

大変長くなりましたが、説明は以上です。

【会 長】 ご質問かご意見がございましたら、どうぞ。

佐藤委員。

【佐藤委員】 エクセルでやっているのは、本当、ご苦労さまでしたという感じなんですが、ちょっと気になったのは、先ほどと同じだと思うんですが、実際のデータをセットアップする際は区の職員が行うということなんですが、その委託先が必要な支援を行うというのは、例えば同じように画面を見ながらこの作業をするんでしょうか。そうすると、実際に生データを、委託先の社員なりが、その画面を見れるということになるんでしょうかね。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 システム開発については、ダミーデータですので、一切実データを使用することはありません。問題は、そのシステムが開発された後、今所有しているデータを移行させるときに実データに触れるかどうかということだと思うんですが、データ移行につきましてはさまざまな方法があるわけですが、一番シンプルなものとしたしましては、今エクセルファイルの中で持っているデータを、今度の新しいシステムに取り込むことができるデータの形式に変更するというので、その変更をやらせて、一括でその内容についてを移行させるということで、中の実データを直接操作しながら、あるいは見ながら移行させるというものではないので、移行の作業自体は、実データがそこに含まれていますので区の職員が、「こういうふうに動かしてください」というような形で、指示を受けながら行うということですので、実データに触れる、それを認識するようなことはないというふうに考えております。

【佐藤委員】 わかりました。

【会 長】 ほかに、ご質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようですと、これは諮問事項と報告と両方ありまして、システムの開発については諮問事項ですので、承認ということにしまして、目的外利用も諮問事項ですので、これも、ご意見がなければ承認ということにしまして、業務の委託につきましては報告事項ですので、了承ということにいたしますけれども、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 本件はそういうことで終了いたします。

では、次は資料52ですね。「認知症初期集中支援チーム業務の委託について」であります。
それでは、説明をお願いします。

【高齢者福祉課長】 それでは、引き続きまして、「認知症初期集中支援チーム業務の委託について」、ご説明いたします。

条例の根拠といたしましては、個人情報保護条例第14条第1項に基づく業務委託についての報告になります。

ページをおめくりいただきまして、「事業の概要」についてですが、事業名になります「認知症初期集中支援チーム業務」ですが、本事業は、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的にしており、対象者は、区内に居住する、認知症や物忘れに関して心配のある高齢者と、その介護者になります。

事業内容についてですが、まず、この認知症初期集中支援チームにつきましては、国における認知症施策推進の総合戦略、一般には「新オレンジプラン」と呼ばれているものでございますが、この中で平成30年4月までに全ての自治体において設置が定められているもので、新宿区では、来年度から区内9カ所の高齢者総合相談センターに、この認知症初期集中支援チームを設置するものでございます。

実施の具体的な内容といたしましては、高齢者自身やご家族などから認知症に関する相談が入りますと、その中から、認知症の疑いがあり、医療や介護などのサービスを受けていらっしゃらない方に対し、複数の専門職で構成する認知症初期集中支援チームが、訪問による生活状況の把握や、認知症に関するアセスメントを実施し、その方に対する支援内容をチーム員会議などを経て確定し、継続的な支援を最長6カ月間、実施するというものでございます。

対象者数といたしましては、平成27年10月時点での65歳以上の高齢者数が6万6,336人で、軽度の認知障害と推測される方の数が、国が示す有病率、この認知症の有病率が13%と示されておりますので、それで計算しますと、約8,600人と推測されるものでございます。

続きまして、別紙をご覧ください。

登録業務の名称は「認知症初期集中支援チーム業務」で、委託先は高齢者総合相談センターになります。

事業者処理させる情報項目といたしましては、高齢者と介護者に分けて、それぞれ、氏名、住所ほか、記載のとおりとなっております。

記録媒体は紙。

委託理由、内容につきましては、先ほどご説明したとおりとなります。

委託の開始時期及び期限ですが、契約は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間で、以降、1年ごとの継続といたします。

事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、取扱責任者及び取扱者の氏名と、報告、収集した情報は、安全管理のために施錠できる金庫に保管をさせます。また、情報持出しに関する対応の徹底と、期間満了時点で保有する個人情報については速やかに区に返還させる。このような対応をとらせるものでございます。

説明は以上となります。

【会 長】 それでは、ご質問かご意見がございましたら。瀬川委員、どうぞ。

【瀬川委員】 ここで、このご説明の範囲では、紙媒体であるということと、対象が約8,600人と言うんですけれども、相当の量になるのかなというのが1つ、片や効率化と言っているんですけれども、ずっとこれは、紙ベースで進んでいって、今の安全対策で、やられるんですけれどもまず、膨大な紙のように思うんですけれども、いかがですか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者福祉課長】 今回、高齢者総合相談センターにこの認知症初期集中支援チームの設置を新たに委託をするわけですが、そもそも高齢者総合相談センターで取り扱っている個人情報、既に本審議会にお諮りしてご了承いただいているものですが、その中にある情報がほとんどでございます。したがって、そういった取り扱っている情報については、電磁的媒体において処理、保管をして、既にやっているもの、そこから、今回新たに認知症初期集中支援チームで訪問する際には、紙媒体で打ち出しまして、それを持っていくということから、今回の委託の方向については、紙だけをご報告させていただいているものでございます。本来、もともと高齢者総合相談センターでは、電磁的媒体での記録というのをもともとやっているということで、お諮りしていないものでございます。

【会 長】 瀬川委員。

【瀬川委員】 今言われたのをもうちょっと整理いただきたいんですけれども、紙媒体と電磁媒体のこの関係はあるんだから、そこにつけ加えていくということなんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【瀬川委員】 まず、実際の対象、今回のMC Iという、軽度の認知障害と推測される方の数は8,600人と出しているわけですが、その中から、今回の認知症初期集中支援チームの訪問などによる対象と実質的になってくるのは、ご相談などがあった時点から判断をするわけですね。

れども、これまでも、物忘れ相談だとか、そういった少し認知症が疑われるような場合にご相談件数がございます、それが年間で大体50件ほどでございます。したがって、実際に各高相センターでこの認知症初期集中支援チームが取り扱うのは、年間、1チーム大体5件ぐらいではないかというふうに推測しております。

従って、それに伴う紙でございますので、量的にはその程度ということで考えております。

【会 長】 よろしゅうございますか。

【瀬川委員】 はい。

【会 長】 受託といっても、区の職員の方がやるんですよね、チームというのは。チームは職員が、1つの課ではなくて、ここに書いてある、なんか、医療系、介護系、福祉系の職員と書いてあるから、普通は1つの課に集まった人たちが作業するんだけど、今回は、こういう、いろんな課から人が集まってチームをつくって、そこに紙媒体で個人情報を提供するから、ここへ係ってきたんですよね。区の職員の方が本来、自分の業務で使うのに、ここへ係ってくる必要はないわけなんですけれども。

【高齢者福祉課長】 まず、区の職員が行うものではございません。高齢者総合相談センターは、区から、それぞれ社会福祉法人であるとか、株式会社であるとか、そういったところに委託をして行っているものでございます。

そして既にその件に関しましては、委託業務が平成18年度から現在まで続いているものでございますが、その中で取り扱う情報というのはさまざまございますが、今回は、この認知症初期集中支援チームとして取り扱うものはこういった内容で、それを紙で打出しをして持出しなどをすることから、今回ご報告をさせていただいているものでございます。

区の職員ではなく、委託先の職員が行っているというご理解をいただければと思います。

【会 長】 ほかに、ご質問、ご意見、ございますか。

いいですか。それでは本件は報告事項ですので、了承といたします。

資料53、「幼稚園一斉メール配信における外部結合等について」、それではご説明いただきます。

どうぞ。

【教育調整課長】 それでは、資料53につきましてご説明いたします。「幼稚園一斉メール配信における外部結合等について」でございます、諮問、第17条第1項第4号の外部電子計算機との結合、それから、報告、第14条第1項に基づく業務委託でございます。

それでは、裏面の「事業の概要」をご説明いたします。

「事業名」は記載のとおり、「担当課」は教育調整課でございます。

「目的」につきましては、区立幼稚園から、防犯・防災等、緊急情報等を一齐に提供することによって、子どもの安全確保、円滑な幼稚園の運営といったところでございます。

「対象者」は、区立幼稚園に在籍する園児の保護者となっております。

それから、「事業内容」につきましては、従来は、そうした情報提供については電話の連絡網でそれぞれ保護者が回しているといった状況でございます。こちらを、迅速、確実に正確な情報とできるようにするために、在籍する幼稚園ID、セキュリティコードが記載された登録案内を幼稚園が保護者にお送りいたしまして、携帯などから指定のメールアドレスに空メールを送りまして、折り返しのメールに張られたURLをクリックいたしまして、学年、園児・保護者氏名を入力することによって自動的に登録をいたしまして、区立の幼稚園からは、インターネットを通して各管理用の専用サイトにアクセスをしまして、文章を作成して保護者へメールを送信するといったものでございます。

登録件数は、3,000件程度を見込んでございます。

それでは、外部結合についてご説明いたします。3ページでございます。

「保有課」「登録業務の名称」、記載のとおりでございます。

「結合される情報項目」につきましては、氏名、こちらは保護者の氏名です、それから園児氏名、幼稚園名及び学年、保護者メールアドレス、配信内容といったものでございます。

「結合の相手方」は委託業者。

「結合する理由」については、先ほど申し上げたような理由となっております。記載のとおりでございます。

「結合の形態」につきましても、インターネットを通じた専用サイト。

「結合の開始時期と期間」については記載のとおりでございます。

「情報保護対策」につきましては、登録処理、管理者専用サイト等、個人情報に関する通信はSSLによる通信サービスを適用。

収集した個人情報は、暗号化して管理。

管理者専用サイトへのアクセスに当たっては、ID、セキュリティコード、それからパスワードで行うといったものでございます。

裏面に、幼稚園の一斉メール配信に関する業務委託の内容でございます。

「保有課」「登録業務の名称」「委託先」、それから情報項目、記載のとおりとなっております。

います。

処理させる情報項目の記録媒体については、電磁的媒体でございます。

「委託理由」については、維持管理について、専門知識、またノウハウ等が必要であるため
ございまして、「委託の内容」については、登録用サイト及びメール作成サイトの管理、登
録者情報の管理、メール配信、サーバーの管理といったものでございます。

「委託の開始時期及び期限」については、記載のとおりでございます。

「委託にあたり区が行う情報保護対策」といたしましては、契約にあたり、別紙の特記事項
を付す。また、プライバシーマークの認定を受け、適切に個人情報を取り扱い、管理する体制
があるものであることを契約条件に付す。それから、システム登録者数やメール配信状況を確認
できるようにする、といったところでございます。

「受託事業者に行わせる情報保護対策」といたしまして、先ほどの、通信はSSLによる通
信サービスを適用。

2として、暗号化して情報の管理。

アクセスについては、ID及びパスワード。

不正アクセスの防止のために、ファイアウォールやウイルス対策ソフト等を設置する。

取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。

サーバー等の設備の機器に関しては、24時間監視体制が確保されている場所。それから、サ
ーバーラックごとに専用の鍵の施錠。

保有した個人情報については、委託終了後、速やかに委託事業者から区に返還。

電子情報については、委託終了後、消去させ、区職員が必要に応じ消去の確認を行う、とい
ったものでございます。

現在、保護者の電話連絡網は、電話で回しているといったところで負担が大きくなっている
ところでございます。それから、保護者の生活環境、就業等のいろんな環境等を含めて、負担
が高い。やはり迅速にきちつと的確に情報を提供するといったところから、幼稚園等から要望
等があったところでございます。それに応えるといったところと、後、やはり個人情報保護に
ついて業者にしっかり徹底させるといったところでは、委託業者等については特に区でもこの
ようなシステムを、実績があるようなところも含めて、信頼のあるところを選定していきたい、
結んでいきたいと思っております。

ぜひとも実施していきたいと思っておりますので、ご審議等、どうぞよろし
くお願いいたします。

【会 長】 1つ質問ですけれども、3ページの「結合の形態」というところが、言葉を読んでいる、聞いた言葉が並んでいるけれども、イメージが湧かないんですが、もうちょっとイメージが湧くように、どこにある何とかが、どうつながるのか、ちょっと教えてください。

【教育調整課長】 まず、業者の、やはり管理サイトという、区ではないところにサーバー管理をされたその業者のサーバーに、直接保護者からインターネットを使いまして接続をいたします。で、区の区立幼稚園からも、インターネットを通じて区から、区の幼稚園から、そのサーバーの管理されている業者のサーバーに直接アクセスをしていくといったものでございます。インターネットを介在するといったものでございます。

【区政情報課長】 これは、前回ございました案件と同様の形態で、私どもの取扱いで、外部結合が妥当なのかどうかというお話を前回差し上げてございます。それと同じような流れでございまして、今のところ、ここにお諮りする上でどの項目でといったところで、今回、これで挙げさせていただいておりますけれども、あくまでも業者のほうの管理運営サイトを、普通のインターネット回線を通じてパソコンで入力をしたりとか、区のほうの管理権限とすると、削除したりとか、そういう権限も付与されるということですので、一般的には、電子計算組織同士の結合とはちょっと形態が違う状況でございます。

ちょっと分かりにくくて大変申し訳ございませんが、前回もそれで悩みながらということでお諮りをさせていただいたものと同系統のものということで、ご理解をいただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

【会 長】 イン트라ネットパソコンというのは、これは職員の管理するパソコンのことですか。

【教育調整課長】 そのとおりでございます。

【会 長】 だから、イントラネットパソコンからインターネットを通して管理者サイトというのは、職員が、という意味ですよね。管理者専用サイトというのは、管理者は委託業務者のことですよね。

【教育調整課長】 そのとおりです。

【会 長】 今は、このほかに、保護者が、業者の管理者専用サイトにつながることもあるという説明でしたね。

【教育調整課長】 はい、そうです。

【会 長】 これは、情報は、与えるのか、受け取るだけなのか。これ誰が、よくわからないけれども、緊急と言うのは、何か情報を誰かがこの業者に提供して、その業者のサイトを見

れば、その情報が見れるとか、わかるとか、そういう方法じゃないんですか。どういう形ですか。

【教育調整課長】 幼稚園で、例えば運動会が中止になるですとか、後、これは危機管理のほうから来ている情報から、不審者の情報ですとか、そうした内容を、区のほうから通常は電話でずっと、連絡網で流していたんですけれども、それを、業者のサーバーのほうを介しまして、保護者にメールで情報提供をするといった内容でございます。

保護者のほうは、ご本人が、最初に業者のサーバーのほうに登録をいたします。利用規約等に同意、同意しないといったその規約はもちろんあるんですけれども、それを同意していただいて登録をいたします。で、メールアドレスは自動的に登録されまして、そのメールのアドレス先に、区のほうから情報が提供されるといったものでございます。

【会 長】 要するに、情報のもと職員で、区の幼稚園ですか、区のところから業者に何かの情報提供があって、業者はその情報提供をそのまま、加工しないで、要するに保護者に提供するということですか。

【教育調整課長】 そうです。

【会 長】 保護者のほうから業者のほうへ行って、区に行くとか、何かそういう双方通信の可能性はあるんですか。

【教育調整課長】 保護者からは、受け取ったかどうかだけわかるように返信がございます。

【会 長】 それぐらいはできるけれども、他に勝手にこう言って、それをみんなに流してくれとか、そういうものはないんですか。

【教育調整課長】 それはございません。

【会 長】 必ず、区のほうから発信されたものが、業者を通して保護者へ連絡が行くという。連絡網と同じという理解でいいですか。

【教育調整課長】 はい。

【会 長】 ご質問かご意見、ございますでしょうか。

三雲委員。

【三雲委員】 まず、この業者について伺いたいんですけれども、どういった業者を想定されているのか、教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 今、危機管理課のほうで、安全・安心ネットで、危機管理情報を区民に、もちろん登録された方にですけれども、提供されている状況でございまして、その辺の実績等

を勘案して、もちろん見積もり等で当然精査はしますが、そうした、区で、実際このようなシステムを運用しているような業者を一応、信頼がおけるというふうに認識しながら、産業振興課でもこのようなのを使っていますけれども、そういったところを一応想定したいなと思っています。いるところでございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 あと、利用規約というお話が出てきたんですね。2ページ目、「事業の概要」の「事業内容」のところの説明で言うと、折返しメールに張られたURLをクリックするという、その場面で恐らく、保護者の方に利用規約というものが表示されていて、「これでオーケーだったらここをクリックして登録を完了させてください」ということだと思んですけども、この利用規約の内容について、事前に区のほうでチェックを入れるということが出来る体制になっていますか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 その内容についてはチェックもできますし、私どもから、この個人情報の取扱いについては、本人同意があれば、もちろんこういった会議体をかけずにというような部分もあるんですけども、実際に全部読み込んで、自分がこの活用について同意したといったところもございますので、ここできちっと審査をしていただきまして、そういった内容もつけ加えることはできますので、本人同意といったところを私どもは、当然、利用に際しての個人情報の管理というような規約もありますけれども、それ以外に、私どもでチェックをした中で、それを追加するという方向でございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 例えばそういった利用規約に同意した人にだけ利用を許すという場合に、その事業者が、別途この情報を、収集した情報を別の目的で使うことについても、同意をしてくれますかというような内容になっていた場合、そうすると、オーケーしてクリックを押すということは、この特記事項というところと言うと、本人同意でもって収集している場合に当たってくると思うので、そうすると区のコントロールはもう及ばなくなると思うんですけども、そういった情報の収集の仕方を許さないということをどういうふうに確保しますか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 それはもちろん、契約でも、特記事項でも、厳守といったところを、基づいて契約もいたしますし、私どもでその利用規約は見れますし、で、その内容で、もちろんチェックをして、それになるようにきちっと指導してまいります。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、その事業者というものは、今回の連絡網のためのメールを送るといふ事業を行って、それに対する対価というものを区から受け取る。それ以外の形で収益を上げられないという理解でよろしいですか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 こちらの業務自体のみのものでございます。

【会 長】 よろしゅうございますか。

ほかに、ご質問かご意見はございますか。

瀬川委員。

【瀬川委員】 入れた人の情報管理のものとは言え、ほとんどそういう深刻なことを考えないで、こういう情報提供を受けられるんじゃないかと、私は個人的に思っていますので、その辺を勘案して運用していただきたいというのが1つです。ここで、こういうインターネットを使うというのが、非常に世間から、漏えいの問題が出ておりますから、より一層、管理はしていただけたらと思っていますが、例えば、このアクセスしたものは誰がチェックして、要するにログですね、それは確認しておられますか。あるいは、区がやるんですか、それともその業者が。ここにいつ誰がアクセスしたとか、そういうアクセスは、どこが管理しますか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 区立幼稚園のほうから当然アクセスを、セキュリティコードとパスワードを通して管理をいたします。業者については、基本的には、そうした中身の管理というよりも、システム上の不具合ですとか、そういったサーバーの管理ですとか、そういったところをするものというふうに考えてございます。

【会 長】 瀬川委員。

【瀬川委員】 アクセス権、アクセスしたというのは、区が管理すると、今言われたとおり、理解しているんですけども、不正アクセスも区が管理するんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 区のほうでそこまで管理というのは、いつされているかというのが分かりませんので、それは当然、業者のほうで、ファイアウォールですとかプライバシーマークをしっかりとっている業者がきちっとやれるように、うちのほうもお話ししたいと思っています。

【瀬川委員】 私の質問のまず前提が、アクセス権はどこが確認しておられますかということ、要するに、その情報にアクセスしたというのはログで見られるんですよ。で、それはど

こが管理されておられますか。

【会 長】 どうぞ、ご説明ください。

【教育調整課長】 失礼いたしました。ログにつきましては、業者が管理をしております。その内容については、区のほうにきちっと報告をするようにしたい、で、チェックができるようにしたいと思っております。

【会 長】 これは、登録した人だけにつながるというふうに理解するんですけども、登録しない人がいると思うんですね。別に義務じゃないわけでしょ。こういうものを使わない人もいるかもしれないですね、保護者の中には。

【教育調整課長】 はい、そのとおりでございます。

【会 長】 それとのバランス、そうすると今の、ちょっとよくわからないんですが、アクセス等の問題は結局、全員につながるわけじゃないから、区としては情報を流したけれども、アクセスしない。人によっては、1週間も、携帯電話はないかもしれないけれども、昔のパソコンで言えば、1週間もあけない人はいっぱいいたわけで、そうすると、区としては、この業者のサーバーに流したからいいんだ、みたいになってしまう。だから、その保護者に完全に100%通信ができたかどうか、そういう、アクセスの記録というのは誰が管理しているんですか。

ちょっと、瀬川委員のと違うのかもしれないけれども、そういう意味で、アクセスの状態はどういう、誰が。業者でもいいけれども、区としては、一斉通知する義務、義務というか仕事があるわけでしょ。緊急情報なんか、流したからいいよというものじゃなくて、保護者全員に通知が伝わるのが仕事なので、やっぱり、登録した人全員に通知ができたかどうかとか、そういう管理は区でできるようになっているのかというのは、どういうことですか。

【教育調整課長】 はい、区で管理できるようになってございます。それは、メールを送りまして、ご本人が見たよという返信メールをしないと、当然区のほうでも見れませんので、その既読か、未読か、そうでない場合もわかりますので、その場合は、当然、電話連絡等をいたします。

そもそも登録していない方につきましては当然、このシステム以外に、その方には個別に電話をするというような、電話連絡というような形になるかというところでございます。

【会 長】 そうすると、今の不正アクセスも区で管理ができるということでしょうか。

【教育調整課長】 保護者の場合は、受け取って返すというだけですので、アクセスの場合は、あくまでもその管理で、例えば未読かどうなのかといったところを見たり、それはもちろん、

あと、メールの中身を書いて発信するというので、そういった意味でのアクセスでございます。それ以外にほかに、不正で、また、悪意を持ってアクセスしたといったところは、業者のほうでログでわかる。それを私どもは入手を、報告をして、管理をしていくというような状況でございます。

【会 長】 わかりました。

瀬川委員。

【瀬川委員】 あと、簡単に質問が、2つです。1つは、業者に報告しろよということですが、業者は都合の悪いことは報告しないかもしれませんから、その担保はきちっとして、不正アクセスがあったらきちっと報告しろよという担保はされたほうがいいんじゃないかということと、それから、2つめは、ウイルス対策もちょっとご説明いただいて、ポイントは、その有効性についてはどこが判断、要するに、業者がこれが一番いいウイルス対策ですよという報告だけではよくないと思いますので、そこをもうちょっと説明いただけますか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 まず、不正アクセスにつきましては、今委員がご指摘のように、私どもで、しっかり報告するように担保していきたいというふうに思っております。

それから、あと、ご指摘のウイルス対策につきましては、通常行われているウイルス対策の部分で、業者のほうでこれで、というようなお話もありましたけれども、それについては、私どももしっかり、今のそうした情報管理のところも勉強しながら、あとは、当然、専門の、私どもの情報の部門もでございますので、そうした点も、ご指摘がございましたので、その辺も十分留意をしてチェックをしていきたいなと思っております。

【会 長】 よろしゅうございますか。

ほかに、ご質問。

佐藤委員。

【佐藤委員】 このシステムは、小学校、中学校では既にやって、実績もあるので、その辺はよく研究されていると思うんですけども、やはり不審者情報なんかは、電話でやっているうちにその時間帯が過ぎてしまいますから、やっぱり私はメール配信は必要だというふうに思うんですね。

それで、この見積り競争により決定した委託業者ということなんですが、確かにコストを下げるとことは大事だと思うんですが、やはりセキュリティーでも、実績や、その万全の体制があるかということも結合の相手として、やっぱり選定すべきだと思うんですが、その点、

いかがでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 当然、コスト面だけではなくて、そうしたセキュリティー面での判断といったところはもちろん、そちらは重視したいと思っているところでございます。

あと、やはり区で実績があるようなところで、審議会で認められているような、そういった中での、選ばれた業者等の状況も参考にしながら、そうしたところを想定して、今現在いるところでございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 もちろん、小学校や中学校でやっているメール配信システムについては、当然、いろいろ研究したり、あれは同じ、教育調整課でやっているんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 これは、教育支援課のほうです。

そちらは、校務支援システムという別のシステムを使いまして、そちらはちょっと違うシステムとなっています。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 分かりました。それだったら、教育支援課ともよく連携をとって、教育支援課の扱う児童数、生徒数というのはそれこそ、1校あたり300人、400人、500という学校になりますので、その辺はよく教育支援課と連携してやっていただければなと思うんですが。

【会 長】 よろしゅうございますか。

【佐藤委員】 はい。

【会 長】 じゃあ、その点のご意見として。

伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】 これは多分、もともとあるサービスを使うということだと思うんですけども、幼稚園ごとに多分、IDとパスワードが発行されると思うんですけども、その発行というのはどこが握っているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 発行は、区の幼稚園のほうで、幼稚園ごとに、IDのほうは、セキュリティーコードは。業者がIDカードを決めるようになります。IDのコードになります。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 そうしたら、そのパスワードとかも全部、業者が最初に決めて、それを送って

終わりということになるんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 最初は初期設定になると思うのですが、パスワードについては勿論区の職員が当然変えられるようになりますので、運営で、やはり定期的に変えたりですとか、そういったところは考えていきたいなと思っております。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 ありがとうございます。それはちょっと、言わないと、もしかしたら、向こうの業者が送ってきて、もうそれで終わりになってしまうというケースが既存のサービスだとあるので、そこは定期的に変えたりとかというのもいいと思うんですけども。

もう1点、さっき不正アクセスの話があったんですけども、じゃあ、不正アクセスというのはそもそも何かという話になってくるんですけども、関係ないパソコンからアクセスがあったというのが不正アクセスだと思うんですけども、こういう既存のサービスを利用するという場合は、どのパソコン、どのIPアドレスからアクセスしたとしても、一応そのページ、管理ページに入れてしまうというケースって、かなりあると思うんです。

そこで、例えばこのIPアドレスからしか、その管理者用のページに行けないとか、そういったことというのが、その情報保護対策とかには書いていないんですけども、その辺というのはできる業者なんでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 それはここには書いてないんですけども、契約の中で、IPアドレス等の、きちっとアクセスできるところを制限をしながらやっていきたいなと思っているところです。

【会 長】 他に、何かご質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは、外部結合をするということでは諮問事項、それから、業者に委託するということでは報告事項ということに分かれますので、諮問事項については承認、報告事項については了承ということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 そういうことで、本件は終了いたします。

ご苦労さまでした。

次に、資料54、「区立幼稚園における預かり保育の実施に伴う保育システムの改修について」であります。

それでは、ご説明願います。

【学校運営課長】 件名としては、「区立幼稚園における預かり保育の実施に伴う保育システムの改修について」ということをごさいますして、諮問でお願いしたいと思います。

条例としては、第16条第1項本文、電子計算機による個人情報の処理変更でございます。

おめくりいただき、ご覧いただきまして、「事業の概要」でございます。

「事業名」としては「保育システム」、「担当課」としては、私ども学校運営課でございます。

「目的」といたしましては、区立幼稚園における預かり保育の実施に伴って保育システムの改修を行いまして、システムによる事務の適正運用を図るといったところでございます。

「対象者」としましては、区立幼稚園に通園し、預かり保育を利用する園児及び保護者でございます。

「事業内容」でございます。平成27年9月から、区立市谷幼稚園及び西戸山幼稚園の2園で、預かり保育を実施しているところでございますけれども、平成28年4月より、この2園に加えて、新たに区立鶴巻幼稚園及び花園幼稚園におきましても、預かり保育、計4園で預かり保育を実施するところでございます。

現在、預かり保育料の支払いにつきましては、保護者へ利用回数分の納付書をお渡ししております。それを利用者が金融機関で直接支払いをしていただいているといったところでございます。しかしながら、元来、幼稚園の入園料・保育料につきましては、既にシステムでの収納管理に移行しております。多くの保護者が口座登録を行い、毎月口座振替を実施しているところでございます。そのため、預かり保育料につきましても、現在の納付書の納入方式から、保育料等と同様に口座振替へと切りかえまして、収納管理を保育システムにより行うことにより、保護者の利便性の向上及び事務処理の効率化を図るといったところでございます。

対象者数としましては、預かり保育実施の区立幼稚園に通園し、利用する園児が、これは約300名ということで、園児の保護者としては600名となっております。

次のページ、3ページでございます。保育システムの改修についての内容でございます。

「保有課」としては学校運営課でございます。 「登録業務の名称」は「幼稚園の管理運営」。

「記録される情報項目」でございますけれども、個人の範囲としましては、預かり保育実施の区立幼稚園に通園し、預かり保育を利用する園児及び園児の保護者。

記録項目でございますけれども、次ページ以降で「記録項目一覧」がございます。まず、そ

の1ページ目の一番下から3番目にございます、ゴシック体で下線が引いてあります「延長保育料」がございます。めくっていただきまして、真ん中あたりに、「納付延長保育料」、「還付延長保育料」、「利用実績日数」、こういった記録項目が新たに加わるものでございます。

記録するコンピューターといたしましては、情報政策課に設置されているサーバーでございます。

新規開発・追加・変更の理由でございますけれども、先ほども申し上げましたように、預かり保育の利用回数分ごとに納付書を発行し、保護者に金融機関での支払いをお願いしているところございます。現在では、保護者の多くは、保育料につきましては口座振替を行っているといったところで、これらの入園料・保育料と一緒に口座振替を行うことができるようにすることによって、利便性の向上、それから収納管理を保育システムで行うことによって、事務処理の効率化も図ることができるといったところございます。

「新規開発・追加・変更の内容」でございますけれども、ここに記載のように、利用した保育実績の画面登録・管理・照会。利用した分の預かり保育料の算出。それから、入園料・保育料に上乗せして、預かり保育料の合算額を算出できるようにすること。保育料の合算額で口座引落としデータ・納付書を作成する。それから、月々の預かり保育料の通知の作成、納付結果のデータ消込み。それから、滞納管理といったところが、新規開発・追加・変更項目でございます。

開発等を委託する場合における個人情報保護対策といたしましては、ここに記載のように4点ございます。

まず、委託業者による改修業務の実施におきましては、個人情報には触れさせないというところございます。

それから、委託業者に、新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。

委託先が実施するテストにおきましては、ダミーデータを使うといったところございます。

最後に、実データを使用した検証作業は区職員みずからが実施することとし、委託先はそれに伴う必要な支援を行うといったところございます。

「新規開発・追加・変更の時期」につきましては、ここに記載のとおり、28年4月からシステム設計、5月からシステム改修、8月、システム仮稼働、9月からシステム本稼働ということで、年度の半ばあたりから口座振替の利用ができる予定となっております。

説明は以上でございます。

【会 長】 ご質問かご意見、ございますでしょうか。

林委員。

【林委員】 このところの文章を拝見すると、現在、口座振替の人が多いわけですね。ということは、口座振替しかできない場合が多いんです。ということは、自分の取引先の金融機関の口座がない、支店がない。他行から振り込んだりする場合には、例えば自分の通帳へですね、やっぱりその分、高くなったりする。

要するに、郵便局の数とか、そういうような、金融機関の数が多いからね。下町もやっぱり、実態を調べてみると非常にそういうことが多くて、口座振替というのはなかなか、便利に使われているんですけども、この新宿区のほうとすると、行政でもって事務の効率化ということだけで口座振替を減らしていくということは、庶民の足は奪われてくることになるんだけど、特に幼稚園児を持つ保護者の方々に遠くの銀行へ行けというのは、そこまでの実態はどんなふうに捉えていますか。

【会 長】 説明できれば、どうぞ。

【学校運営課長】 今おっしゃいましたように、金融機関の不便なところもございます。そういったこともございますので、当然ながら、預かり保育についても口座振替を行うということによって、区民の皆様、この利用者の皆様の利便性をより高めていきます

今、保育料自体につきましては口座振替にしてありますけれども、もちろん個々人のうち、口座振替は嫌だという方については、納付書にしてございますけれども、大半の方が口座振替ということで、自動的に引落としができて利便性があるということで、この辺、もうちょっと利便性が、1回1回納付書というのはなかなか不便なので、できないかというお声も頂戴している中で、今回、システムの改修ということは今お諮りしている次第でございます。

【会 長】 林委員、どうぞ。

【林委員】 ありがとうございます。

【会 長】 不便な人もいるんだという理解をしていただきたい。

ほかに、何かご質問かご意見、ございますでしょうか。

どうぞ。

【瀬川委員】 例えば、保育園と幼稚園というのは、納付の仕方とかあれば、何か違うことがあるんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【学校運営課長】 預かり保育に関して申し上げれば、既に子ども園では、この口座振替ができるようになっています。区立幼稚園の場合は、昨年度、諮問をさせていただきまして、やっ

と口座振替が可能になって、今回新たに預かり保育ということになりますので、既に保育園だとか子ども園では口座振替というシステムではやっています。

【会 長】 瀬川委員。

【瀬川委員】 わかりました。

【会 長】 それでは、諮問事項ですので、特別のご意見がなければ、承認ということにいたしますが、よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 本件は、承認ということで終了いたします。

ご苦労さまでした。

続きまして、資料55、「「広報しんじゅく」個別ポスティング業務の委託内容の一部変更について」です。

それでは、説明をお願いします。

【区政情報課長】 「広報しんじゅく」の個別ポスティング業務の業務内容の一部変更ということで、ご報告をさせていただきます。

事業の概要等々をご覧いただきますとおり、広報は、5日、15日、25日の3回、月、発行させていただいておりますが、多くは新聞折込みで、今、区民の皆様のお手元にお届けするような仕組みになってございます。

この新聞の購読がかなり減ってくる中で、私どものほうでは、ご高齢の方を中心に、なかなか区の施設にとりに行くのも難しいといった方々のために、個別ポスティング業務というのを従来始めておまして、この業務につきまして、今、約3,000名程度、ポスティングのご登録をいただいております。

従来は、新聞販売同業組合のほうに特命随契で委託をしているところなんですけれども、紙で名簿をお渡しして、年度の途中で追加箇所があった場合、電話、ファクス等々でご連絡を差し上げて修正をしていただきながら従来使っていたというところで、実はこの件で、もうおやめになっているところに入れてしまったり、誤配がかなり多くなってございまして、組合ともいろいろ話す中で、私どものほうのエクセルで、データで管理をしているものでございますので、これをCD-Rで契約、年度契約の際にお渡しをし、年度の途中につきましては、従来どおり電話、ファクス等でご連絡を差し上げて、そのデータに加除していただくといった形で、データを使っていたいただきながら管理をしていただく。

これは、一番いいところは、新聞販売の住所のエリアごとにソートをかけて、販売店ごとに

うまくきちっと、並べかえも、今までは大変だったんですけども、それも管理できるといった事情がございまして、今回この4月の新年度から、紙を電磁的媒体、CD-Rのほうにさせていただく。当面、来年度につきましては紙ベースも、移行期ということで、並行で処理をさせていただきたいというふうに考えてございまして、その部分を追加させていただくものでございます。

データにつきましては、CD-Rで組合のほうにお渡しをし、管理をしていただきまして、1年度の契約になってございますので、従来であれば、年度契約終了後に一旦撤収をとった形になりますけれども、以降継続という形で、特命随契でこの新聞販売同業組合のほうにずっとお願いをしている事業でございまして、継続的にやらせていただくといった形で考えてございます。

この記載のとおり、情報保護対策であるとか、組合にやっていただく保護対策については、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

大変雑駁ですが、説明は以上でございまして。

【会長】 これは、新聞購読者の情報が区に入ってくる、逆に向かうから入ってくるということは、可能性としてはあるんですか。

【区政情報課長】 新聞購読者の情報は一切、私どものほうは頂戴してございませんし、把握もしてございません。

各販売所ごとに、地域、エリア、住所ごとにエリアが決まっています。今、販売店のほうも淘汰が進んでおまして、例えば1販売所で4紙、お配りしているところもございます。そうすると、かなり広いエリアをその販売所がポスティングもお願いするといった形になります。ポスティングの対象者は新聞を購読していないという前提がございまして、新聞のほうに折り込んでいただく作業は別の契約で今お願いしてございまして、この契約では、購読されていないところに直に、そこを新聞を配っていただいているので、その終了前後に、広報紙だけポスティングをしていただく、こういう業務を今お願いしているところでございます。

【会長】 要するに、配布希望者だけの問題ですか。それとも、もっと広く対象をつかまえるというのですか。

【区政情報課長】 配布希望者のみでございまして。

【会長】 それでわかりました。

その他、ご意見。

どうぞ、林委員。

【林委員】 確認したいんですけども、これは、委託した業者ですね、これ、名簿、最後どうするんですか。しかも、今回みたいに、誤配が多いというようなことを考えたりすると、どうだったかなと思って、確認したいんです。

【会 長】 どうぞ、ご説明ください。

【区政情報課長】 現在の紙ベースの名簿は、年度が変わる際に全部、前のはいただきまして、新しいものを全件お渡しするという形をとらせていただいております。

今後、CD-Rにつきましては、年度当初にお渡しして、データ上の加除をさせて、向こう側でもしていただきますので、うちと同期がとれているかどうかというのを、年度更新時に確認をさせていただくという作業をさせていただければというふうに考えております。

【会 長】 林委員。

【林委員】 そこで一番心配なのは、恐らくこの業者というのは、非常に零細な個人事業者なんかも多いと思うんですよ。CD-Rには決定的な情報が載っているわけですから、自分のところに送られてくるわけですから、そこら辺のところのチェックというか、チェックと同時に、防御、どんなような形で守ってあげているのかなと思います。

【会 長】 ご説明できればお願いします。

【区政情報課長】 保護体制については、従来からやっているとおり、どの事業者に対しても同じような対応になってございますし、この新聞販売同業組合も同じような形でございます。当然、私どもの職員が出向いて、聞き取り、また確認をさせていただくといった作業をしながら、今まで安全性は担保してきた。新宿区の中でもかなりこの同業組合は古くから歴史のある組合でございますので、そういった意味では、今まで大変区のほうにも、別の時点でいろいろとご協力をいただいているといった団体の1つでもございますが、当然しっかりと確認、監視というのはさせていただいております。

そういった意味で、十分にそのセキュリティーは保たれているというふうに考えているところです。

【会 長】 林委員。

【林委員】 ただ組合に任せたから安心だというのではなくて、もうちょっと立ち入った形できちんとして、業者に売るなどの犯罪事故を防ぐように、そこまでのきちんとした目配りが区の皆さんのためにできるのかなと、私は非常にクエスチョンに思っています。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 今までは私どもも、組合のほうに何度も出向いたり、それから各エリアの

長のところにも出向いて、年度当初にもご挨拶も含めてお願いもしていますし、面識も、常に、担当の者も出向いて対応してきて、これまで長い業務をやってくる中で、1回も、漏洩については事故等々を起こしたということはございませんので、これまでどおりの厳重な対応の中で安全性は確保してまいりたいということです。

【会 長】 よろしいですか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 このCD-Rなのですが、要するに、ここに3,000戸の名簿が入っていて、その新聞販売組合に渡して、その販売組合のほうが、それぞれの29カ所のテリトリーの名簿を、紙ベースなりCD-Rで渡す、そんな感じで委託するということですか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 一応、今向こうと話ししている内容では、29分類、分けましたものについて紙ベースで、組合長のところで出力したものを販売店に持ち込んで、そこでデータの加除があった場合は、そのエリアのところの名簿だけ差しかえていただくといった、随時対応をしていこう、こういう形で今計画しております。

【佐藤委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会 長】 ほかに、ご質問。

瀬川委員。

【瀬川委員】 先ほどの説明の中で、誤配があったというのを言われてましたが、私の理解では誤配も、個人情報漏えいという、ちょっと規定はありますが、非常に、ご存じのように、郵政省がマイナンバーで頭を下げています。

では、誤配があった場合、どうされたのですか。聞かれる場合も2つあると思うんです。業者が、組合ですね、組合が、「誤配してしまった。」と報告してくると、受けた人が、「いや、これは僕の住所、あるいは私の住所ではないのが届きましたよ。」と言ってわかるのか、あるいは、別のほうからなのか。要するに、誤配がどのようにして起こってきたのか。

それから、再発防止はどうしておられましたか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 広報紙の誤配につきましては、オーダーがあった方ではないところに入れてしまうといったケースです。実際にそれがわかるのは、登録してあるのに届かないといったご連絡をいただきまして、調査をしていたら、隣の家に入れていたとか。いただいたところは、広報が入っているだけですから、特に何か、「あ、これ、おかしいよ。」という反応はなかつ

たようですね。そういうのが3件ぐらいありまして、それはこちらから連絡を入れたとき、特に号室なんかの間違いも実はありまして、その辺も含めて確認をきちっとしようということで、毎回、向こうで書いてもらったのを確認するためにファクスを送ってもらって、これで大丈夫だなといったことで再発を防止するといった対応をこれまでとってきました。

その辺も含めて、データのほうでまずやらせていただきながら、そこら辺も厳重にやっていくといった形になろうかと思えます。

【会 長】 瀬川委員、どうぞ。

【瀬川委員】 それで、ご説明なんですけれども、私は、1つ思うのは、新宿区は管理するんで、配るのが誤配するんですよね、当たり前ですけれども。だから、ここに対して、やりましようよと言ったって限界が、要するに、再発防止には若干限界がないでしょうかということです。

【会 長】 これ、ポストイングって、名前か何かの帯をつけて配達しているんですか。それとも、今、こちらが連絡したところへ、ぼんと広報を入れているだけで、誰の、特定のものということでない形で放り込んであるんですか。

一緒に説明してください。

【区政情報課長】 新宿区の封筒に折り込んで入れまして、それを入れているだけですので、どなた宛てにというお名前を書いたものでもございません。したがって、お隣に入っていたときも、お隣の方は別に不思議に思わず、「あ、広報が入っていたな。」ということでの反応だったといった形で、そういう、届かなかったお宅にご迷惑をかけてしまった、こんな状況でございます。

【会 長】 瀬川委員。

【瀬川委員】 再発防止は。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 再発防止の件ですけれども、そのときの原因は、名簿の書き間違い、写し間違いといったところが、3件中2件がそういう状況があったものですから、そこら辺をきちっとするために、組合長のところと、うちは同期と、それから、それをプリントアウトして、これで間違いのないという確認のもとに、販売店と名簿を入れかえるといった作業が一番間違いがないだろうなということで、今回CD-Rのほうも活用させていただくといった形でございます。

【会 長】 ほかに、ご質問。

鍋島委員。

【鍋島委員】 私も、見守り、2回配っているんですけども、これは本当に続けてほしいんですね。やっぱり、見守りの人だけではだめなんです。やっぱりこれがあって、入っている、見守りに行ったら、区のそれも入っているけれども、いなくなっているというのがはっきりわかるんですね。だから、そういうところで、この事業は大変有効でございますので、ぜひぜひずっと続けてください。

少しぐらい配り間違いがあっても何でも、続けてください。お願いします。

【会 長】 ほかに、何かご意見ございませんか。ご質問、ご意見。

ないようでしたら、よろしゅうございますか、これは報告事項ということなので、了承ということにいたします。よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 本件は了承です。

続きまして、資料56、「区民討議会運営業務の委託について」であります。

それでは、ご説明ください。

【企画政策主査】 本来でしたら、企画政策課長からご説明するところですが、担当の私から説明をさせていただきます。

それでは、「区民討議会運営業務の委託について」でございます。

2ページ目、「業務の概要」をご覧ください。

「事業名」、「区民討議会運営業務」ということで、飛んで、目的でございます。各種計画の策定や施策立案などにおいて、多様な区民の声を反映させるため、この業務を行うというものでございます。

対象は区民ということで、事業内容でございます。3行目から読みます。通常行っております地域説明会やパブリック・コメントなどに加えて、無作為で抽出された区民の方による区民討議会を開催して、これによって、ふだん区政に参加することのない区民の参加の機会を創出するというものでございます。これにより、多様な区民からの率直な意見をいただくということで、区政の透明性を高めていくというものでございます。

中段になりますが、平成28年度、来年度には、総合計画というものの策定を控えております。それについて、区民討議会の開催を予定しておりまして、規模は以下のとおりです。

なお、4年前、平成23年度に、第二次実行計画の策定に向けた区民討議会といった、同じ手法のものをやっております、同規模を想定してございます。

1、抽出方法ですが、住民基本台帳に登録されている区民を対象に、18歳以上、1,200名の方をまず抽出いたします。その方に参加を募り、参加者60名程度を募集して、希望者が多数の場合は、区が抽選を行います。

開催期間は2日間ということで、討議方法としては、テーマごとにグループを編成して、区の職員から事業を説明の上、質疑応答を行い、区民の方によるグループ討議を行って、発表、まとめを行うというものでございます。

なお、29年度以降、この討議会を継続する場合には、討議のテーマ、規模等により、日数が1日になったり、人数が変更になる場合もございます。

それでは、次のページ、委託についてということで説明をさせていただきます。

3段目、「委託先」でございますが、プロポーザル、入札、随意契約のいずれかの方法で委託業者を決定いたします。来年度、28年度は、プロポーザルにより委託事業者を決定する予定になっております。

次に、「委託に伴い事業者に処理させる情報項目」ということで、住民基本台帳に記録された18歳以上の区民の方から無作為抽出された者ということで、項目としては、郵便番号、住所、氏名、性別、年齢、区民討議会の出欠などについて、委託業者に提供するものでございます。

処理する記録媒体ですが、紙及び電磁的媒体ということでございます。

委託理由ですが、区民参加による討議会やワークショップのノウハウを持った事業者に運営、準備等の業務を委託することで、効果的・効率的に業務を実施するためでございます。

委託の内容ですが、1、案内通知。案内通知は、区が印刷して業者に渡します。参加申込書等の封入封緘を業者が行います。なお、参加申し込みの返送先は、業者ではなくて、新宿区の企画政策課宛てに返信するということになります。

2として、討議テーマ、グループ数、グループ分けですね、スケジュールなどの検討を業者が行います。

3、区民討議会の準備、運営、進行、記録、参加者の対応、昼食を出したり、謝礼を出すというものになります。

4として、区民討議会報告書の作成、こちらを業者にお願いします。

「委託の開始時期及び期間」でございますが、契約の締結の翌日から、29年3月31日ということで、来年度1年間、以降継続というものになります。

委託に当たり区が行う情報保護対策としては、1として、契約に当たり、別紙、4ページ、5ページの特記事項を付します。

2として、参加申込書の返送先は、先ほど申し上げたとおり企画政策課として、事業に不要な個人情報が記録されていないか確認をした上で、事業者に引き渡しをいたします。

3として、必要に応じて区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行います。

受託者が行う情報保護対策でございますが、1として、責任者、取扱者をあらかじめ指定すると、金庫、キャビネットで、施錠して保管。電磁的媒体に係るパソコンの使用に関しては、パスワードを設定し、指定された者以外は操作できないようにするというものです。また、参加申込書、参加者名簿については、終了後、速やかに区に返却。また、事業者のパソコン内に記録された電子情報については、終了後、消去というものになります。

このように、個人情報については、十分管理、徹底した上で事業を推進してまいりたいと思っております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【会長】 ご質問かご意見、ありませんか。

瀬川委員。

【瀬川委員】 この契約期間が承認されますと、来年の、29年3月31日までとなっておりますよね。まだ、施行日は決まっておられませんので、新しい法律に係る法律違反というのは出てこないかわかりませんが、予想では来年初め、29年初めぐらいから始まるかもしれない。あるいは、すぐかも。その場合、いろんな要件がついているんですけども、1つは、ここでは情報は施錠できるキャビネットに保管する、これは、結構なことなんですけれども、物理的安全管理というのがより厳しくなるんですよ。例えばどういうことかと言うと、そこに監視カメラをつけるとかということになると思うんですけども、その辺を含めて、その辺を頭に入れて、物理的管理とか、パソコンの管理もぜひ進めていただきたい。これは、意見ということで結構でございます。

【会長】 じゃあ、そういうことも考えながら進めていくということで。

ほかに、ご質問かご意見で。

ないようですと、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、本件は了承ということで終了いたします。

続きまして資料57、「U29就職マッチング支援事業業務の委託について」であります。

それでは、ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】 それでは、まず、「事業の概要」のほうをご覧ください。

事業の「目的」でございます。今の若い方は、スマホやインターネットのサイト情報によって就職先の情報を集め、就職希望、それを高めているところですが、中小企業はなかなかその情報発信ができていませんので、まずは、区内中小企業に、PR用Webサイトの作成をいたしまして、求人の情報発信をいたします。若者が、大企業ばかりではなく、そのサイトによって、中小企業に関心を持つことで、就職のマッチングを強化し、就職の意欲のある若者の早期就職を実現するように支援をするという事業でございます。

「事業内容」でございますが、1の事業対象者、2の事業期間は記載のとおりでございます。

3の委託内容でございますが、別紙の業務委託のほうをご覧ください。こちら、「委託の内容」という欄をご覧ください。1番、中小企業PR用Webサイトの制作。2番、若者向け就職支援セミナーの実施。3番、若者向け合同面接会等の実施。4番、若者向けフォローアップの実施、ということでございます。

具体的な内容はここに書いてあるとおりでございますが、これらの実施によりまして、処理をさせる情報項目につきましては、「委託に伴い事業者処理させる情報項目」の欄をご覧ください。いただきたいと思っております。

1番の中小企業PR用Webサイトでは、そのサイトを見た応募者が直接企業にメールを送信する仕組みで運営いたしますので、委託業者は、個人情報を収集いたしません。

で、2番以降に関してですが、2番、若者向け就職支援セミナーの実施では、セミナーに参加を希望する若者に係る氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレスとなります。

次の3番、若者向けの合同面接会等の実施委託の内容で処理させる情報項目は、基本的には就職セミナーと変わるところではございませんが、採用結果というようなものも、合同面接会等で使っていきます。

次に4番、若者向けフォローアップの実施で処理させる情報項目につきましては、そこにまた加えて、その方へのフォローアップで丁寧にフォローアップをしていくというところで必要な、例えばそれは個々によって違って来るかと思っておりますので、最大限書いてございますが、学歴、職務経歴、採用結果、相談記録等、今後につながるような記録を収集します。いずれにいたしましても、参加を応募、希望した申込者本人が紙記入をして、最終的に統計処理をするときに電磁媒体を使うというようなものでございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策、受託事業者に行わせる情報保護対策については記載のとおりでございますが、先ほど聞いておりましたら、今回、物理的安全管理というところも

若干強化されるというところも念頭に置いた対応をということでございますので、その辺も、委託するときには念頭に置いて処理させていただきたいと思っております。

参考資料といたしまして、資料57-1ということで、こういう縦長の「U29就職マッチング支援事業」というようなものをつけさせていただきました。事業者につきましては、プロポーザルということで、今後、選定を進めていくことになっております。

よろしく願いいたします。

【会 長】 ご質問かご意見、ありましたら、どうぞ。

三雲委員。

【三雲委員】 この処理させる情報項目の取得方法、取得のルートなんですけれども、これは、委託をする区のほうが、利用を希望する若者からそれぞれの情報を入手して、それをこの委託先の事業者提供するという事なのか、あるいは、この委託先の事業者が、Webサイトか何かを使って、そこに、利用を希望する方が自分の情報を登録することなのか、いずれでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】 今のお尋ねなんですけど、私も、委託業者が情報を収集するところというのはそういう委託なんですけど、Webサイトは一切使いません。1番のところは全然個人情報のやりとりはしないので、サイトが絡むのは1番なんです。で、2番以降は、普通のセミナーに申し込むというイメージで、全くそのとおりで、行った人が紙媒体で、あるいは、合同面接会みたいなものに関しましてはもう好きなように、多少人数が上下しても構わないので、そういうものについては自由に参加していただいて、来た人が記入していく。で、最終的に統計処理みたいなことをするとき、それが電子で、例えばパソコン処理はするという事はつきものなんですけれども、基本的には紙に記入をするものをご本人が、参加の希望をした人が、フェース・トゥ・フェースの形で情報がやりとりされるということで、Webを使つての個人情報のやりとりは一切想定しておりません。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 Webを使わないことはわかりました。

2番と3番に関して、参加者の募集、選定を行う、これは事業者が募集、選定を行うと思うんですけども、そうすると、利用を希望する若者は、事業者のところに直接応募をするということでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】こちらにつきましても、これからの提言内容にも出てくるんですけども、こちらが想定しているものとしては、例えば、大体のキャパシティーは知りたいということであれば、紙で申込みを受けるとか、そういうごく普通の応募も受けるんですけども、そうではなくて、例えばサイトの周知の、PRページみたいなものをクリックして、行く希望がありますよというところで、数のカウントだけ、個人情報ではなくて、数のカウントぐらいはとれるとか、そういうようなことで把握ということはあり得るだろうというふうには思っております。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、この2番と3番に「募集、選定」とありますけれども、選定は行わないということでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】こちらでは、今回対象にしている人が区民というところで、区内の若者というところを想定をしていますので、簡単なチェック、クリックボタンみたいなところで「新宿区民ですか」というお尋ねのボタンぐらいで、区民の方に限定したメニューですよというところをサイトで周知をして、というところまでは、選定というところで考えております。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 サイトを使って、行きたいという意思表示のボタンを押す、その際に、新宿区在住であるということを告知する、これは分ったんですけども、サイト外でも募集をされるというところで、ここでは、新宿区在住かどうかというのはどのように把握されるんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】それは、もう、紙で、申込みのところで、「区民ですか」というところで、確認します。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、紙媒体の場合には、事業者が直接、参加希望者からその方の情報を紙でいただくということですね。

【消費者支援等担当課長】 はい、そのとおりです。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そのような形で、参加者の情報を事業者が直接、紙媒体かもしれませんが、入手する際に、この事業者の側で、この資料に書かれている以外の条件、例えば、「今回

記載いただいたあなたの情報については、当社の別途の目的で使うことがあります」とか、「ご案内をさせていただきます」とか、こういった条件がつくことはございますか。

【会 長】 ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】 全く、想定しておりません。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 それを禁止するような合意を書き込む予定は、ございますか。

【会 長】 ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】 今のご意見にもございましたので、そこは書き込んでまいります。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 その部分は特記事項では対応はしていないというふうに読めますので、きちんと、これからつくる契約書の中に書いていただく必要があると思います。

【会 長】 ご意見は尊重していただくということで、よろしいですか。

【消費者支援等担当課長】 はい。

【会 長】 ほかに、質問は。

鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】 ちょっとわからないので教えてほしいんですけども、ここにある委託先ですね。「委託に伴う事業者」というのは、この委託先の事業者のことを書いているのでしょうか、というのが1つです。

そうすると、委託先の事業者が、ここの、書いてある、生年月日とか、住所とか、性別とか、そういうのを委託先が持つのでしょうか、それとも面接した業者が持つのでしょうかがわからないので、教えてほしい。

それと、委託の内容なんですけれども、セミナーとか、面接をやるのは、委託業者が決めた場所でしょうか。それとも、ここのセンターのほうで用意する場所でしょうかというのを教えてください。

【会 長】 ご説明をお願いします。

【消費者支援等担当課長】 まず、ここで「委託事業者」というのは、この事業を委託する事業者が扱う個人情報でございます。

それから、セミナーその他につきましては、委託業者が用意した場所で開催するものでございます。

【会 長】 どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】 面接をするということが書いてありますけれども、そうすると、面接をするときには個人情報、委託業者じゃなくて、その面接をした会社が持つということのように思うんですけども、そのところはいかがですか。

【会 長】 ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】 ちょっと言葉が足らずに、申し訳ありませんでした。もちろん、本人が就職意欲があって、企業の方に、自分がみずから行ったときに、それはもう当然ですけども、就職につながる話ですので、かなりの個人情報のやりとりは細かいところまでであるということは前提の上で、ただ、その合同面接会その他で収集した個人情報というものにつきましては、その開催するのは委託業者なので、そこでは、最低限のところには止めたいとは思いますが、一定程度の個人情報のやりとりは出てくるということでございます。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 そうすると、面接会では委託業者が、上の、生年月日とかいろいろ書いてありますけれども、それを持つのは、今書いてありますけれども、そうするとそれを、面接した業者はその場では収集しないで、その面接した人の、業者のところに行った場合に、その業者が取得するということになりますか。言い換えると、業者に、こういうものは、合同面接会では渡らないのですか、ということです。

【会 長】 ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】 今委員がおっしゃるとおりで、この個人情報につきましては、委託外のところで、合同面接会をする企業のところに収集される個人情報という扱いでございます。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 合同面接会のところでは、それは収集していない。

【会 長】 ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】 はい。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 そうすると、個人と個人の間で情報が取引されるってこと。事業者と個人との間で、ここは関係ないんですね。

【消費者支援等担当課長】 今のご質問ですけれども、まず、合同面接会の開催をいたしますので、その際に、この面接会に、どんな方がどういう形で就職をできたかということを実数集計しなければなりませんので、委託では、この3番というところで、ここに書いてある、氏

名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、採用結果につきましては、委託事業者が収集する情報項目となります。

それ以外に、面接会ですので、実際に企業と求職者が直接やりとりをいたします。これに関しましては、逆に言いますと、委託業務外のところをごさいますて、直接、企業と求職者がやりとりをする個人情報として、当然、採用に必要な情報のやりとりというのは想定してごさいます。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 それは、ここにきた方に徹底されるわけですよ。ともかく、区とか絡みますと、まるで区が承知して、事業者が収集したというような誤解を招くときがありますので、そこははっきりと、これは区で、関係ありませんということを表示してもらおうほうが、ここは関係なくなると思うんですね。

【会 長】 よろしいですか。

【消費者支援等担当課長】 はい。

【会 長】 わかりましたね。じゃあ、そういうことで。

ほかに何か。林委員。

【林委員】 これ、蛇足になる質問かもわからないんですけども、個人情報保護法と全く関係ないわけでもないの伺うんですけども、U29ですね、これはどうして29歳なのか、ご存じでしたら教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】 実は、この早期に就職というところに着目してまして、若い方がやはり、日本のそれがいいか悪いかは置いておいて、新卒での就職機会を逸すると、非常にその後、困難性が高まるということはやはり統計で出ておまして、少しでも早い時期に就職のマッチングを支援したいというところがございます。

一方、中小企業はなかなか、大手にばかり若い方の気持ちが向いていて若い人の採用がうまくいかないというところがありますので、そういう意味では、単純に若者といっても、いろんな行政で39歳ぐらいまで若者の範疇に入ったりしますので、やはり20代ぐらいの若い方に早期就職、それから、中小企業にとっては新規採用にできるだけ近いイメージの方ということで、事業イメージも少し、わかりやすいかなって、逆に、若い方にはこういう表現のほうがわかりやすいのではないかとあって、「U29」という言葉を選ばせていただきました。

【会 長】 よろしいですか。

ほかに、ご質問かご意見、ございますか。

ないようでしたら、これも報告事項のようですので、了承ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、本件は了承ということで終了いたします。

引き続きやります。資料58、「“働きたい職場づくり” 応援事業業務の委託について」です。それでは、ご説明をお願いします。

【消費者支援等担当課長】 ありがとうございます。

では、こちら、事業の概要をご覧ください。

事業名は、「“働きたい職場づくり” 応援事業」ということでございます。

こちらの事業「目的」ですが、処遇改善をしたい意欲がありながら、その有効な方策がつかめずに悩んでいる区内の中小企業等に対して、その企業ごとに合った適切なコンサルタントを派遣して、定着率向上、正規化、賃金上昇等の処遇改善を図ることで、将来にわたって安心して働き続けることのできる職場を創出するものでございます。

なお、この事業の対象の2分の1以上に、介護事業所、または保育事業所となるということをご提案の条件にしてございまして、いわゆる人手不足分野における定着支援に資するという考えもございます。

事業「対象者」は、記載のとおりでございます。

「事業内容」につきましては、別紙、業務委託のほうをご覧ください。

まず、「委託の内容」の欄をご覧ください。

支援先企業の開拓ということで、処遇改善に意欲的に取り組む意思のある区内中小企業等の募集、選定を行います。

2番、処遇改善計画書の策定。支援先企業の課題を分析し、企業ごとに処遇改善策を決定します。

3番、コンサルタント派遣による処遇改善計画を実行します。支援先企業ごとにコンサルタントを派遣し、支援先企業ごとの具体的な処遇改善策に着手いたします。

4番、企業合同セミナーを実施。全支援先企業を対象といたしまして、スケールメリットを活かした合同セミナーを実施いたします。

5番、支援先企業へのアンケートの実施ということで、事業終了時まで、支援先企業に対してアンケートを実施するという内容でございます。

次に、委託に伴って事業者処理させる情報項目の欄をご覧ください。

今ご説明した委託の内容、1から4までで処理される情報項目になりますが、支援先企業の経営者、そこで働いている従業員に関する、氏名、年齢、性別、勤め先、所属部署、役職、担当職務となります。処遇改善にもいろいろなメニューがありますので、その企業によって一番適切な内容を考えるというところで、役職、担当職務等、ものによっては、それが必要あるかないか、いろいろ出てくるかと思いますが、この辺のところをしっかりと見定めてコンサルを入れていくというところがございます。

委託の開始時期及び期限は、記載のとおりでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策、受託事業者に行わせる情報保護対策は記載のとおりでございますが、先ほどの安全管理のところにつきましても、いまひとつ、念頭に置いて手続を進めてまいります。

以上でございます。

【会長】 ご質問かご意見、ございますか。
ないですか。

それでは、これは報告事項だと思いますので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、本件も終わります。
終了いたします。

どうぞ、ご意見がある。はい。

【鍋島委員】 うちにすごいメールが入りまして、マイナンバーなんですよ。それで、「マイナンバーが漏れています。それで、いろんなことがお宅にかかってきますので、100万円で示談にします。それで、これを受けなければ、1,000万円もかかります」っていうので、もう、マイナンバー、しかも、このメールが、私のアドレスに来ているので、どこが出したか、URが出ていないんですね。で、これ、警察のほうに情報を出そうと思ったら、警察のフォーマットが、URがないと、なんか向こうのアドレスがないとできないようになっているんですよ。だから、もう少し警察も対応してもらわなくちゃいけないし。だから、これは、消費生活者の、前の晩に入ったので、それで、ちょうど消費者庁の長官も来たので、消費者庁も、データから渡して、それから、区のほうの相談にも渡しました。まだ、警察は出していなかったんで、警察にもお渡しに行こうと思ひまして。こういうのがマイナンバーで入りますから、よっぽど注意してここもやらないと、大変です。

【会長】 ご意見、どうぞ。参考意見。

【会 長】 はい。では、よろしゅうございますか。

一応きょうの審議は終了いたしますけれども、何か事務局のほうで発言があれば。

【区政情報課長】 次回、2月9日、火曜日、午後2時から、第3委員会室になりますので、よろしくをお願いします。

次回、14件残ってございまして、恐らく3月24日、お願いをするといった運びになろうかというふうに思っておりますが、奇跡的に14件終わりましたら、それでおしまいといった形になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【会 長】 それでは、時間も超過いたしましたので、以上をもちまして、第8回の審議会を閉会いたします。

長時間、どうもご協力ありがとうございました。

午後4時15分閉会